

(別紙 1)

年 月 日

福井県 健康福祉センター所長 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、
その代表者の氏名

印

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年環境省令第 22 号）
附則第 2 条第 2 項に基づく石灰石に係る経過措置の適用について（届出）

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年環境省令第 22 号）附則第 2 条第 2 項
に基づく石灰石に係る経過措置の適用について、以下のとおり、原料として使用する石灰石中の水
銀含有量が強く、石灰石の変更も困難であるため、石灰石中の水銀含有量の分析結果を添えて届け
出ます。

記

1. 石灰石中の水銀含有量 (mg/kg)

2. 原料として使用する石灰石を変更することが困難な理由

(添付書面)

精度管理に関する情報